

# 政治学概論 II

(5) 地方自治と政治

# 地方自治はなぜ必要か

都道府県知事・市区町村長・議員は住民が直接、選挙で選ぶ  
= 地方「自治」体（地方公共団体）日本 ≠ 連邦国家ではあるが・・・  
首長が中央政府の任命でないことの意味

地方自治体 = 政府の代理ではない

- 1 中央政府の権力の抑制と住民の自由の確保
- 2 住民の政治参加が比較的容易（民主主義の学校）
- 3 行政の効率性（直接、住民に届きやすい）
- 4 先進的な「行政サービス」の創出

# 「民主主義の学校」の意味

■条例の制定、議会（委員会）の役割、住民の請願

■首長と議員を別々に選出する ⇔

地方議員のみを選挙し、議員から首長を選ぶ  
議会のチェック機能、首長の独走を防ぐ

■解職・解散請求（リコール） 議会の解散 議員・首長の解職

■住民投票（拘束的 = 法律に根拠）（諮詢型 = 尊重義務）

# 日本における地方分権論の流れ

## ●1960～70年代

高度成長のひずみ（公害・人口過密の都市問題）

⇒革新自治体（自民党政府への対抗）独自政策の展開

住民運動との連携関係

福祉国家的（大きな政府志向）

## ●1990年代～

効率性や地域間競争に重点  
自立性の追及、

90年代以降の地方分権改革  
過疎化と活性化のサイクル  
新自由主義的（小さな政府志向）

# 地方自治体と中央政府の関係

分離型（権限の明確な区別）と融合型（相互に影響）

「機関委任事務」の問題 = 自治体の政策、行政アイデアを拘束

「自治事務」本来の「自治体」としての独自性、独立性

●財源の問題 = 「3割自治」 地方税収はおおむね支出の3割程度

地方交付税、国庫支出金、補助金 ⇒ 「ひも付き」（使途の制限）

ナショナル・ミニマム（統一した国全体の基準）と格差

1999年 = 地方分権推進一括法「三位一体改革」財源移譲

# 地方自治の未来は？

■格差の拡大（人口の都市集中、少子高齢化）

「限界集落」 地方議会の廃止も検討（住民協議会などの代替）

財政力の格差 ⇒ 人口の集中する自治体 新規政策も可能

過疎・小規模自治体 ⇒ 財政の硬直化 累積債務も

本格的な人口減少社会の到来 = 分離型の「地方分権」が困難に

産業育成・観光・産業育成・教育・・・

「地域おこし」超える「革新的な」独自政策を展開できるか

# 調べてみよう

- あなたの町の政治（いま住んでいる自治体 o r 故郷の街）
- 首長はどんな人？ 議員構成は？ 政治的な争点・課題は